

平成18年度第3回LPガス設備設置基準等分科会議事概要

I. 日 時：平成18年11月30日（木） 10：00～13：00

II. 場 所：高压ガス保安協会 第3会議室（7階）

III. 出席者（敬称略、順不同）

主査：渡辺

副主査：萩原

委員：秋山、猪瀬、榎本、戸塚、井出

KHK：丸山、北出、森園、高橋

IV. 配付資料

資料17 平成18年度第2回LPガス設備設置基準等分科会議事録（案）

資料18 LPガス設備設置基準及び取扱要領改正案新旧対照表

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

2. 定足数の報告

事務局から、本日のLPガス設備設置基準等分科会の出席委員が7名であることを報告し、規格委員会規程第16条第12項（技術基準策定手順書第12条5号）で定める分科会の定足数を満たしていることを確認した。

3. 前回議事録（案）の確認について

「資料17 平成18年度第2回LPガス設備設置基準等分科会議事録（案）」に基づき、事務局より通読した。委員からの以下の意見を踏まえ、修正した議事録（案）について採決を行ったところ、LPガス設備設置基準等分科会出席委員（7名）の過半数の賛成（満場一致）により可決された。

○2ページ目の下段「POLねじの説明として「液化石油ガス容器用弁（JISB8245-2004）に規定される規格の左ねじ（Prestolite left handed connectionの略）をいう。」が記載されている。Prestolite left handed connectionとの文字を選択してPOLとなっているのかを下線を引く等により明示してほしい。」については削除すること。

4. 「資料18 LPガス設備設置基準及び取扱要領改正案新旧対照表」について

資料18について、事務局より説明を行った。本資料に関する意見交換等については以下のとおりであった。

- 7ページのg) 「水害等浸水のおそれのある場合、マイコンメータ及び調整器の取り付け位置は、容器より高い位置で、水に浸からない高さとする。」の規定を追加しているが、水害のおそれがない通常の場合でも同じような措置を求めている。水害のおそれがある場合として改めて規定する理由は何か。改めて規定するのであれば措置内容を示してはどうか。
- 過去の水害により、実際に被害にあった設備に多く見られた事例であり、問題のある設備設置事例であることを強調する目的で規定した。現行青本の107ページに設置例が図示されているが、ここに20kg容器の場合の設置例等を盛り込んだ場合、図が複雑になる。その代わりとして、なお書きで「20kg容器等を設置する場合においては、マイコンメータ及び調整器の取り付け位置は、50kg容器の設備と同じ高さ以上とすることが望ましい。」との規定を追加する。
- 11ページ「8-2-1」の4)の解説中において、SBとEBとのガス使用量を2.5~25m³/hとひとくくりに規定しているが、それぞれ個別に示した方がよいのではないか。
- その規定の下に表記した一覧表で詳細に解説されていることから問題ないものと考える。
- 21ページ中に「ねじ接続部」とあるが、塩害の対象として考慮すべきねじ接続部はねじを埋め込んだ部分以外のよねじ部分であると考える。
- 基準(案)中「ねじ接続部」と規定した部分は「よねじ部分(接続部)」と改める。
- 37ページの安全弁の交換に関する規定について、実際に交換を行う際には専用の治具が必要となる。その旨規定すべきではないか。また、安全弁交換については、定期検査の中でも非常に重要な事項である。ある程度訓練した者でなければわからない部分もあるはず。JLPAの要領書に掲げる資格を有する者が望ましいのではないか。
- 安全弁の交換作業に関する解説部分に、使用する工具・治具、作業手順及び作業者の資質について規定し、それら規定を満足する者がJLPAの要領書に従って安全弁を交換することの規定に変更する。
- 本案中、変更すべき事項は以上のとおりとし、安全弁交換に係る内容の修文については、委員長と事務局に一任することについて採決を行ったところ、LPGガス設備設置基準等分科会出席委員(7名)の過半数の賛成(満場一致)により可決された。

5. 今後の予定について

日程は未定であるが、バルク関係技術基準関係の性能規定化により改正する内容について、後日本分科会に審議するために会議を開催する予定である。

以上